

# 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 30 年度）

平成 30 年 8 月 28 日  
総 務 省

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針<sup>1</sup>」（平成 28 年 7 月 15 日。以下「基本方針」という。）に基づき、平成 30 年度の電気通信事業分野における市場検証に関する重点事項及び分析・検証の実施方針等を示すものとして、以下のとおり「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」（以下「年次計画」という。）を定める。

## 1. 平成 30 年度の市場検証に関する重点事項

平成 30 年度の重点事項については、基本方針に示すとおり、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正電気通信事業法」という。）の運用状況や電気通信事業分野の市場動向等を勘案するとともに、「電気通信事業分野における市場検証（平成 29 年度）年次レポート」（平成 30 年 8 月 28 日）を踏まえ、以下の 3 事項とする。

- ・固定系通信・移動系通信における卸及び接続
- ・移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響
- ・消費者保護ルールに関する取組状況

なお、消費者保護ルールに関する取組状況については、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針<sup>2</sup>」（平成 28 年 5 月 20 日）に基づき、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」を中心として分析・検証を行うこととする<sup>3</sup>。

## 2. 電気通信市場の分析に関する実施方針

### 2-1 電気通信市場の分析

電気通信市場の動向を的確に把握するため、電気通信事業分野における各サービス市場の競争状況や市場動向について、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容並びに電気通信事業者及び

<sup>1</sup> 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成 28 年 7 月 15 日）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000430110.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000430110.pdf)

<sup>2</sup> 「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成 28 年 5 月 20 日）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000429603.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000429603.pdf)

<sup>3</sup> 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」を中心として行う分析・検証の結果又は進捗状況等については、電気通信市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していく。

利用者へのアンケートの結果等に基づき分析を行う。

分析に当たっては、市場規模やシェア、市場集中度指数(HHI<sup>4</sup>)、事業者数、料金の推移(料金水準、料金体系等)、利益水準(ARPU<sup>5</sup>等)等を用いた定量的な分析に加え、定量的に把握できない競争状況等については定性的な分析を行う。

なお、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であるため、引き続き電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、分析対象や分析手法、必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行い、当該検討の結果を順次取り入れながら、電気通信市場の分析を行うこととする。

また、平成 30 年度の重点事項を踏まえ、以下について重点的に分析を行うとともに、基本方針に定める検証期間の3年目における改正電気通信事業法の施行状況に関する総合的な検証に資するため、改正電気通信事業法施行後における電気通信市場の変化等に留意して分析を行う。

### 固定系通信

平成 29 年度における分析結果では、FTTH アクセスサービス(以下「FTTH」という。)に関しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)による光回線の卸売サービス(以下「サービス卸」という。)を契機として、MNO<sup>6</sup>やISP<sup>7</sup>、CATV 事業者をはじめとした様々な分野の事業者が参入するなど、FTTH の小売市場における競争の進展がみられたものの、当該競争の進展が基本となる月額料金の低廉化に反映されるまでには至ってはならず、また、契約数の顕著な増加にはつながっていない。

他方で、サービス卸の提供開始以降、様々な分野からの参入により新たなサービスの提供が進んでおり、引き続き、様々な業種との連携による更なるイノベーションの促進が期待されている。

こうした点を踏まえ、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、提供形態別(「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」)の FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サービスの提供実態等について分析を行う。また、基本となる料金の推移に加え、割引サービス・キャッシュバックの提供状況等について分析を行うとともに、利用者への訴求方法等についても分析を行う。

さらに、NTT 東西のシェアが急速に高まっている FTTH の卸売市場に関して、当該卸売市場における競争状況や NTT 東西のサービス卸をはじめとする卸電気通信

---

<sup>4</sup> Herfindahl-Hirschman Index(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)の略。当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標。

<sup>5</sup> Average Revenue Per User の略。加入者一人当たりの月間売上高。

<sup>6</sup> Mobile Network Operator の略。移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。

<sup>7</sup> Internet Service Provider の略。インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者。

役務の提供実態等について分析を行う。

### 移動系通信

平成 29 年度における分析結果では、移動系通信の小売市場において、MVNO のシェアが1割を超えるまでに増加するなど、引き続き MVNO<sup>8</sup>を含めた市場の競争が進展していること、料金低廉化やサービス内容の拡充に向けた取組が行われていることがみられたところ、MVNO を含めた公正な競争環境の整備を更に進めることなどにより、利用者の多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金の低廉化を促していく必要がある。

こうした点を踏まえ、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、MVNO や MNO のサブブランドも含めた移動系通信の小売市場における競争状況について分析を行うとともに、IoT/M2M 向けサービスの提供実態や MVNO サービスの提供実態等について分析を行う。また、基本となる料金の推移に加え、割引サービスやキャッシュバックの提供状況等について分析を行うとともに、利用者への訴求方法等についても分析を行う。

さらに、移動系通信の卸売市場における競争の促進やMVNE<sup>9</sup>の積極的な事業展開は、MVNO サービスの更なる普及促進に資するため、当該卸売市場における競争状況やMVNE サービスの提供実態等についても引き続き分析を行う。

### 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響

改正電気通信事業法においては、移動系通信の競争環境の変化を踏まえ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動系通信における市場支配的事業者に対する禁止行為規制を緩和したところである。

この改正により、移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかを的確に把握するため、移動系通信市場における市場支配的事業者の企業間連携の実態やそれによる影響及び新事業・新サービスの創出事例等について分析を行う。

## 2-2 電気通信市場の最新動向等に関する情報収集・分析

近年、電気通信市場においては、FTTH と移動系通信サービス・インターネット接続サービスのセット販売をはじめ、電気サービスやポイントサービス等の異業種サービスを組み合わせた形の販売など、固定系通信・移動系通信サービスの連携や異業種との連携サービスの提供が進んできている。

このような電気通信市場における環境変化を踏まえ、競争状況を的確に把握・分析するため、引き続き、電気通信市場の最新動向等の把握に努めるとともに、隣接市場

---

<sup>8</sup> Mobile Virtual Network Operator の略。MNO から卸電気通信役務の提供を受け、又は MNO と接続をして、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設かつ運用していない者。

<sup>9</sup> Mobile Virtual Network Enabler の略。MVNO との契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者(当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。)

間における相互の影響や異業種間連携サービスの影響について分析を行う。

### 3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

事後規制を基本とする電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)の実効性を確保するため、重点事項を中心として、以下のとおり、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。

確認に当たっては、確認事項に応じ、対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付の上、当該確認事項等についてヒアリング等を行う。また、必要に応じ、報告徴収や業務改善命令等を行うこととする。

#### 3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

FTTH の契約数における NTT 東西のサービス卸を利用して提供される契約数の割合が急速に高まっており、様々な分野の事業者の参入もみられる一方で、MNO の小売市場におけるシェアが増加傾向にあることから、FTTH の卸売市場における公正な事業者間取引を確保するとともに、小売市場における公正競争を確保することがますます重要となっている。

また、NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく必要がある。

こうした点を踏まえ、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成 28 年 5 月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、NTT 東西及び NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。なお、東日本電信電話株式会社に対しては、情報の目的外利用に係る確認を行うに当たり、平成 29 年度における業務の状況等の確認結果において指摘した事案についてのフォローアップも実施する。

また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。その際、複雑な提供条件、利用者誘引施策やスイッチングコスト等により利用者の自由で合理的なサービス選択が妨げられていないかという観点から、MNO 及びそれ以外の卸先事業者又はこれらの媒介等業務受託者が実施するキャッシュバック、広告表示等の利用者誘引施策について、割引及び解約条件等の提供条件と併せて実態把握を進めるとともに、特に MNO が提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに乗り換ええない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行う。

【確認対象】

- (1) NTT 東西
- (2) 卸先事業者 (MNO 及び総務省が選定する事業者<sup>10</sup>)
- (3) MNO が提供するサービスの利用者等
- (4) (必要に応じ) 上記(1)及び(2)以外の主要な FTTH 事業者
- (5) (必要に応じ) 上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者

【確認項目】

対象者	確認項目
(1)NTT 東西	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 (平成 29 年度における業務の状況等の確認結果において指摘した事案についてのフォローアップも含む。) ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為
(2)卸先事業者	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ③ その他サービス提供に当たっての課題等 (キャッシュバック・広告表示等の利用者誘引施策に係る確認を含む。)
(3)MNO が提供するサービスの利用者等	○ 上記(2)③括弧書きに係る事項
(4)(必要に応じ)上記(1)及び(2)以外の主要な FTTH 事業者	○ 同上
(5)(必要に応じ)上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者	○ 同上

<sup>10</sup> 卸先事業者が提供するサービスも含めた FTTH に係る苦情相談件数は、減少しているものの依然として高い水準にあることに鑑み、各事業者に係る苦情相談件数も考慮した上で卸先事業者を選定。

### 3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

MNO が実質的に第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)を設置する電気通信事業者(以下「二種指定設備設置事業者」という。)を中心とした3グループに収れん、寡占化している状況にあつては、MVNO にもネットワークを持つ二種指定設備設置事業者と同様にネットワークへのアクセスを可能とし、競争環境を確保することが必要である。

この点に関し、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認を行う。

これに加え、平成 28 年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、二種指定設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備について改めて状況の確認を行う。また、平成 29 年度における業務状況等の確認において事業者の取組を注視するとした事項について状況の確認を行う。

#### 【確認対象】

- (1) MVNO(総務省が選定する事業者<sup>11</sup>)
- (2) 二種指定設備設置事業者
- (3) 全国 BWA 事業者

#### 【確認項目】

対象事業者	確認項目
(1)MVNO	① ネットワーク提供の条件等 ② 平成 28 年度の確認結果を踏まえた制度整備の状況及び平成 29 年度の確認結果を踏まえ事業者の取組を注視するとした事項の状況
(2)二種指定設備設置事業者	○ 上記①及び②に関する状況
(3)全国 BWA 事業者	○ 上記①及び②に関する状況

<sup>11</sup> 一定規模以上の MVNO 等。

### 3-3 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認

改正電気通信事業法においては、移動系通信における市場支配的事業者<sup>12</sup>に対する禁止行為規制を緩和し、禁止行為の対象について、当該事業者の特定関係法人（電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの<sup>13</sup>。以下同じ。）に対する不当な優遇に限定している。

禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、移動系通信における市場支配的事業者によるその特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。

#### 【確認対象】

- (1) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (2) 上記(1)の特定関係法人
- (3) 上記(1)及び(2)の競争事業者<sup>14</sup>

#### 【確認項目】

対象事業者	確認項目
(1)第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 特定関係法人との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等</li> <li>② 特定関係法人との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約</li> <li>③ 特定関係法人以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約</li> <li>④ 禁止行為規制遵守のために講じた措置及びその実施状況</li> </ol>
(2)上記(1)の特定関係法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等</li> <li>② 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約</li> <li>③ 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約</li> </ol>
(3)上記(1)及び(2)の競争事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者のグループ内の電気通信事業者に対する不当な優遇が疑われる事例</li> <li>② 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例</li> <li>③ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等</li> </ol>

<sup>12</sup> 平成30年8月末現在では、NTTドコモが該当。

<sup>13</sup> 平成30年8月末現在では、NTT東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が該当。

<sup>14</sup> 一定規模以上の電気通信事業者等。

## 4. 電気通信市場の検証に関する実施方針

上記2及び3の結果を踏まえ、以下のとおり、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行うとともに、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題等を整理する。なお、以下に示す検証に当たっての観点は例示であり、上記2及び3の結果を踏まえ、追加等を行う場合がある。

電気通信市場の検証に当たっては、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、多面的かつ総合的な検証を行う。

### 4-1 固定系通信に関する市場の検証

#### 4-1-1 公正競争環境に関する検証

FTTH の利用を促進する観点からは、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」という三つの提供形態から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備され、FTTH の小売市場における競争が促進されることにより、料金が低廉化し、多様なサービスが創出されることが重要である。

また、NTT 東西によるサービス卸は、第一種指定電気通信設備を利用して行われる事業者間取引であり、FTTH の小売市場における公正な競争の土台となるものであるため、事業者間取引の適正性・公平性が確保されるとともに、卸売市場においても競争が促進されることが重要である。

この点、平成 29 年度の検証においては、NTT 東西のサービス卸を契機とした新規参入事業者の増加を受けて、FTTH の小売市場における競争の進展がみられた一方、当該競争の進展が FTTH の利用者料金の低廉化に反映されるまでには至ってはならず、また、FTTH の利用の顕著な増加にはつながっていないとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間での公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化の取組が促進されているか。
- ② 卸売市場の競争の進展により、利用者料金の低廉化につながっているか。
- ③ 多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化を通じ、FTTH の利用が促進されているか。

#### 4-1-2 利用者利便に関する検証

FTTH の利用促進のためには、利用者が、多様で低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要である。

この点、平成 29 年度の検証においては、FTTH の小売市場において、サービス卸の提供開始以降、様々な分野から事業者の参入が進み、新たなサービスも提供され始め、利用者のサービス選択の幅が拡大されつつある一方、現時点で、利用者が、多様で低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択することが



十分にできているとまではいえないとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① 新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか。
- ② FTTH を提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTH の利用者料金の低廉化が促進されているか。
- ③ FTTH の選択において、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。

#### 4-2 移動系通信に関する市場の検証

##### 4-2-1 公正競争環境に関する検証

事業主体が実質的に3グループに収れんされ、協調的寡占の色彩を有している移動系通信分野における競争を促進し、利用者の多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金の低廉化を促進するためには、MNO による料金・サービスを中心とした競争の促進に加え、MVNO の参入機会が確保され、実質的なプレーヤーとして事業展開できる公正な競争環境の整備が重要である。

この点、平成 29 年度の検証においては、移動系通信の小売市場において、MVNO のシェアが増加するなど MVNO を含めた市場の競争が進展するとともに、料金・サービスの多様化、低廉化についても一定の進展がみられたところ、今後も、各事業者において利用者の多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金の低廉化に向けた取組が行われることが期待されるとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① MNO 間、MVNO 間及び MNO である MVNO や MNO のサブブランドも含めた MNO と MVNO との間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化の取組が促進されているか。
- ② MNO 間で料金・サービスを中心とした競争が進展し、料金・サービスの差別化が図られているか。
- ③ 卸売市場における競争の促進や MVNE の積極的な事業展開により、MVNO サービスの普及が促進しているか。

##### 4-2-2 利用者利便に関する検証

国民生活の生活インフラとなっている携帯電話については、ライトユーザ・ヘビーユーザ・長期利用ユーザをはじめとした幅広い利用者にとって使いやすい料金・サービスとなること、納得感のある料金・サービスが実現すること等により、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要である。

この点、平成 29 年度の検証においては、特定端末の購入を条件とする恒常的な割

引プランや、データ通信使用量に応じた多段階定額プランが新たに提供されるなど、料金・サービスの多様化、低廉化について一定の進展がみられた一方、引き続き各事業者による利用者ニーズ等を踏まえた対応が期待される中、総務省において、今後も、各事業者による利用者利便の向上・満足度の向上のための取組が行われているか注視が必要であるとしたところである。

したがって、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① ライトユーザ・ヘビーユーザ・長期利用ユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等により、利用者利便の向上・利用者の満足度の向上につながっているか。
- ② MNO の料金・サービスの差別化や MVNO・MVNE の普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大し、また、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができてきているか。
- ③ SIM ロック解除の進展や期間拘束・自動更新付契約の見直し、MVNO 及びそのサービス内容に対する認知度・理解度の向上等により、利用者が事業者変更・サービス変更をする際のスイッチングコストが低廉化しているか。

#### 4-3 改正電気通信事業法施行3年経過後の総合的な検証

改正電気通信事業法において、施行後3年経過時の検討条項が規定されていることから、改正電気通信事業法の施行状況に関して、平成 28 年度及び平成 29 年度における検証結果並びに上記4-1及び4-2の検証結果を踏まえ、総合的な検証を行う。

また、当該検証結果も踏まえ、基本方針に定める検証期間が終了した後の電気通信事業分野における市場検証プロセスの在り方等についても検討を行うこととする。

## 5. 情報の収集

電気通信市場の分析・検証を適切に行う上では、サービスの供給(事業者)側の情報だけでなく、サービスの需要(利用者)側の情報についても収集し、サービスの需要・供給の両面から分析・検証を行うことが重要である。また、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析・検証するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、その手法の充実を図ることが重要である。

そこで、分析・検証に当たり、以下のとおり情報収集を行う。

なお、引き続き電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、電気通信市場の動向を的確に把握し、実効性の高い分析・検証を行うために必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行う。

#### 5-1 需要(利用者)側に関する情報の収集

##### (1) 情報収集の方法

情報通信に関する現状報告(情報通信白書)、通信利用動向調査等をはじめとした総務省が実施している調査や、各種公的機関及び民間調査機関等のデータを必要に応じ

て活用するとともに、利用者に対するアンケート調査を実施する。

#### (2) 収集する情報

多様化・複雑化する電気通信市場に影響を与える諸要因を様々な側面から把握し、電気通信市場の実相を適切に分析していくため、サービス料金やサービス品質、サービス変更コストに関連するデータ等、利用者に直接影響する情報を積極的に収集する。

#### (3) 情報の取扱い

需要(利用者)側から収集する情報は、利用者の視点から電気通信市場の競争状況を把握するとともに、サービスや機能の需要の代替性を測る上で重要なデータである。したがって、各種調査及びアンケートにより収集した情報については、集計の上、電気通信市場の競争状況の分析・検証に活用することとする。

なお、集計前のデータや専門機関と連携して収集したデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

### 5-2 供給(事業者)側に関する情報の収集

#### (1) 情報収集の方法

電気通信市場の競争状況の分析・検証を行うために必要な情報については、電気通信事業者等の協力を得ながら情報収集を行うことを原則とする。収集方法については、報告規則に基づく報告のほか、分析・検証を行うために必要な調査内容等に応じ、アンケート調査及びヒアリング等を通じて、電気通信事業者等から情報を収集する。

また、必要に応じ、事業者団体等にデータ収集に関する協力を要請するなど、情報の充実を図ることとする。

#### (2) 収集する情報

収集する情報は、最終利用者向けサービスに関する情報に加え、可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、電気通信事業者等から情報を収集する。また、各サービスに関する情報だけではなく、隣接サービスに関する情報についても、必要に応じ、情報を収集する。

#### (3) 情報の取扱い

電気通信市場の分析・検証を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず、電気通信事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等により透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

## 6. 実施スケジュール

本年次計画の策定後、市場環境の変化に対応した分析手法の充実等を図りながら、

電気通信市場の分析を実施する。また、必要となる情報収集として、報告規則に基づく報告のほか、利用者や電気通信事業者等へのアンケート調査を実施する。

電気通信市場の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、電気通信市場の検証を行うとともに、総務省が平成 30 年度に講じた措置状況及び今後重点的に取り扱う課題・取組等を取りまとめ、平成 31 年7月(目途)に年次レポート(案)を作成する。今後の課題等については、次年度以降の分析・検証の実施方針等に反映させる。

平成 30 年度年次レポートについては、意見公募手続を経て、平成 31 年8月(目途)に策定・公表することとする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである。

	平成30年	9月	10月	11月	12月	平成31年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
年次計画	● 年次計画												
電気通信市場の分析	最新の市場動向等に関する情報収集				分析作業								
電気通信事業者の業務の適正性等の確認	ヒアリング等による確認作業												
電気通信市場の検証								検証作業					
情報収集		利用者へのアンケート調査				事業者等へのアンケート調査							
		■ 報告規則に基づく 四半期データ(6月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(9月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(12月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(3月末)					
	その他の情報収集(適宜)												
年次レポート													● 年次レポート